

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について

1 財政指標の算定結果

令和元年度決算に基づく一般会計等を対象とした健全化判断比率及び公営企業会計を対象とした資金不足比率は、いずれも健全段階にあります。

(1) 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	9.2 (25.0)	38.2 (350.0)

※ () は早期健全化基準で、これ以上になると早期健全化段階となり、自主的な財政健全化が求められます。

※ 「—」は、赤字が生じていないため、該当はありません。

(2) 資金不足比率 (単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
生活排水処理事業特別会計	— (20.0)

※ () は、経営健全化基準で、これ以上になると早期健全化段階となり、自主的な経営健全化が求められます。

※ 「—」は、資金不足が生じていないため、該当はありません。

2 早期健全化・再生に関する指標（健全化判断比率）について

(1) 実質赤字比率

該当なし [早期健全化基準：15.00%]

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な一般財源規模）に対する比率で、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

(2) 連結実質赤字比率

該当なし [早期健全化基準：20.00%]

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合には問題のある会計の赤字の早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率

9.2% [早期健全化基準：25.0%]

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25.0%を超えると一部の起債の発行が制限されます。

(4) 将来負担比率

38.2% [早期健全化基準：350.0%]

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合には、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなります。

3 公営企業の経営の健全化に関する指標（資金不足比率）について

対象会計：水道事業会計

—

生活排水処理事業特別会計

—

資金不足比率 **該当なし** [経営健全化基準：20.0%]

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率で、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和元年度において、いずれの公営企業会計も資金不足を生じていないので、資金不足比率は該当がありません。

財政健全化判断比率等の推移

単位：％

年度 \ 比率名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	—	—	9.2	38.2
平成30年度	—	—	9.2	48.7
平成29年度	—	—	8.8	53.7
平成28年度	—	—	9.4	55.5
平成27年度	—	—	10.3	76.8
平成26年度	—	—	11.6	76.0
平成25年度	—	—	12.0	49.5
平成24年度	—	—	12.7	50.6
平成23年度	—	—	13.5	45.8
平成22年度	—	—	14.4	45.4
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0

※ 「—」は、赤字が生じていないことを示しています。

単位：％

年度 \ 比率名 会計名	資金不足比率		
	水道事業会計 ※1	生活排水処理 事業特別会計	国民健康保険病 院事業特別会計
令和元年度	—	—	
平成30年度	—	—	
平成29年度	—	—	
平成28年度	50.6	—	
平成27年度	—	—	—
平成26年度	—	—	—
平成25年度	—	—	—
平成24年度	—	—	—
平成23年度	—	—	—
平成22年度	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※1 平成28年度以前は簡易水道事業特別会計となります。

※2 「—」は、資金不足が生じていないことを示しています。

※3 平成28年度の簡易水道事業特別会計における、資金不足比率が経営健全化基準（20％）以上となっているのは、平成28年度末に当該会計が廃止され、その過程において資金不足比率が経営健全化基準以上となったものです。